

## 5. 水槽設置に関する取扱い要綱 水槽施設設置基準



## 5-1. 水槽設置に関する取扱い要綱

第1条 (趣 旨)	299
第2条 (用語の定義)	299
第3条 (設置基準)	299
第4条 (申 請)	299
第5条 (承 認)	299
第6条 (請 書)	299
第7条 (工事費の負担)	300
第8条 (届 出)	300
第9条 (第三者の異議に対する責任)	300
第10条 (検 査)	300
第11条 (違反等に対する処置)	300
第12条 (委 任)	300



## 5-2. 水槽施設設置基準

第 1 条	(対象建築物)	306
第 2 条	(申請及び協議)	306
第 3 条	(設計及び施工)	306
第 4 条	(水槽の位置・構造)	307
第 5 条	(水槽の容量)	307
第 6 条	(水槽への給水)	308
第 7 条	(揚水ポンプ)	311
第 8 条	(危険防止)	311
第 9 条	(配管設備)	312
第 10 条	(気圧タンク式及びポンプ直送式給水方式)	313
第 11 条	(表 示)	313
第 12 条	(水槽施設の維持管理)	313



## 5 - 1 . 水槽設置に関する取扱い要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、室蘭市において水槽の設置により給水をうけようとする場合の取扱いについて必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 水 槽 受水槽及び高置水槽をいう。
- (2) 水槽方式 水槽による給水方式をいう。
- (3) 水槽施設 水槽以下の設備をいう。

### (設置基準)

第 3 条 給水方式を水槽方式にする場合の設置基準は次に該当する場合とする。

- (1) 配水管の水圧が目的の高さまで達しない場合。
- (2) 一時に大量の水を必要とする場合
- (3) 常時一定の水量を必要とする場合
- (4) 減断水時にあっても、使用水量を持続する必要がある場合
- (5) 汚染のおそれがある施設若しくは器具へ接続する場合
- (6) 配水管水圧は十分であるが、水量の不足する場合
- (7) その他、維持管理上必要と認められる場合

### (申請)

第 4 条 水槽方式により、給水をうけようとする者（以下「申請者」という。）は、室蘭市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に水槽方式による給水申込書（様式第 1 号）により、申し込みしなければならない。

### (承認)

第 5 条 管理者は、前条の申請を受理したときは、その内容について審査し適正と認められたときは、承認書（様式第 2 号）により申請者へ通知するものとする。

### (請書)

第 6 条 管理者の承認をうけた申請者は、速やかに請書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

(工事費の負担)

第 7 条 工事費は申請者（所有者）が負担するものとする。

(届出)

第 8 条 水槽施設の所有者又は管理責任者は、次の各号に該当するときは、速やかに届け出なければならない。

- (1) 水道施設の所有者及び管理責任者並びに委託管理指定事業者に変更があったとき。
- (2) 給水計画及び水槽施設計画に変更があったとき。
- (3) 消防訓練、工事用その他承認の条件と異なる用途に使用するとき。
- (4) 水槽施設の使用を中止又は廃止するとき。

(第三者の異議に対する責任)

第 9 条 水槽施設の所有者又は管理責任者は水槽施設の設置及び維持管理並びに使用等について、利害関係人その他の者からの異議に対して、一切の責任を負うものとする。

(検査)

第 10 条 設置された水槽施設の水質検査及び定期検査については、室蘭市簡易専用水道検査規定によるものとし、工事検査については、室蘭市給水装置工事設計施工指針及び水槽施設設置基準によるものとする。

(違反等に対する処置)

第 11 条 承認書に違反した場合、又は改善指導に従わなかった場合は、室蘭市水道事業条例の規定により停水、撤去その他の措置を行うものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は平成 10 年 8 月 1 日から施行する。



(様式第1号)

水槽方式による給水申込書

平成 年 月 日

室蘭市公営企業管理者 様

申請者 住所  
(所有者)

氏名

印

		給水装置番号		第 号		
設置場所	室蘭市 町 丁目 番 号			工事着工予定	年 月 日	
建築物の名称				工事完成予定	年 月 日	
建築物の用途	種 別	戸 数	階数(地上・地下)	延べ面積	建物構造	
	集合・共同住宅					
					※ 建築確認番号 第 号 ※ 家屋種別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 <input type="checkbox"/> 全改築 <input type="checkbox"/> 増改造	
給水計画 (使用水量)	種 別	使用人数(面積)		単位当たり使用水量(日)	1日最大使用水量	
		戸×	人=	人	2500/日/人	ℓ
	クーリングタワー 補給水量					ℓ
	その他 補給水量					ℓ
	合 計	1日最大使用水量Q1				m <sup>3</sup>
施設計画 (水槽容量)	構造及び材質は、建築基準法施行令に定める基準による。					
	受水槽Q2	Q2=Q1×(4/10~6/10を基準とする。) 有効容量 縦 m×横 m×深 m ( m <sup>3</sup> ) 総容量 縦 m×横 m×深 m ( m <sup>3</sup> ) 貯水時間 有効容量 m <sup>3</sup> ÷Q1 m <sup>3</sup> /日 ( 日)			<input type="checkbox"/> 屋内 階設置 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 1槽式 <input type="checkbox"/> 2槽式 <input type="checkbox"/> FRP <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	高置水槽Q3	Q3=Q1×(1/10以上・5m <sup>3</sup> 未満1/2を基準とする。) 有効容量 縦 m×横 m×深 m ( m <sup>3</sup> ) 総容量 縦 m×横 m×深 m ( m <sup>3</sup> ) 貯水時間 有効容量 m <sup>3</sup> ÷Q1 m <sup>3</sup> /日 ( 日)			<input type="checkbox"/> 屋内 階設置 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 1槽式 <input type="checkbox"/> 2槽式 <input type="checkbox"/> FRP <input type="checkbox"/> その他 ( ) 最高水位栓迄の高さ m	
	中間水槽				最高水位栓迄の高さ m 最底水位栓迄の高さ m	
	副受水槽				m <sup>3</sup>	
	消火水槽				m <sup>3</sup>	

施設計画 (ポンプ設計)	口 径	吐出量	全揚程	電動機	台 数	運 転 方 法		
	mm	ℓ/分	m	KW	台	<input type="checkbox"/> 手動	<input type="checkbox"/> 切替 <input type="checkbox"/> 交互 <input type="checkbox"/> 自動	
施設計画 (給水)	配 給 水 管	配水管管種		口 径	mm	水 圧	Mpa	
		引込給水管管種		口 径	mm	水 圧		
	受 水 槽 以 下 の 給 水 管	管 種		口 径	mm	その他		
	附 属 設 備	定 水 位 弁	電 磁 弁(有・無)		口 径	mm	型 式	
			メーカー名					
		ボ ー ル タ ッ プ	給 水 量		ℓ/分	口 径	mm	
		メーカー名			型 式			
定 流 量 弁		設 定 流 量		ℓ/分	口 径	mm		
	メーカー名			型 式				
	オ ー バ ー フ ロ ー 管	管 種		口 径		mm		
	排 水 管	管 種		口 径		mm		
計 量 方 法	一 括 計 量	メーター口径 mm						
	各 戸 検 針 (給水装置の特例)	個 別	共 用	参 考	集中検針盤	メーターボックス		
		mm 個	mm 個	mm 個	個用 面	<input type="checkbox"/> 地下埋設型 <input type="checkbox"/> パンプシフト型 <input type="checkbox"/> その他		
維持管理計画	管 理 責 任 者	住 所 氏 名 TEL ( - )						
	委 託 管 理 者 指 定 事 業 者	住 所 氏 名 TEL ( - )						
設 計 施 工	業 者 名	TEL ( - )						
審 査	建設課長	主 幹	給排水設備 係 長	主 査	審 査 員	(備 考)		
合 議	水道施設 課 長	主 幹	維持係長	主 査	係	承認書発行月日 室水建第 号 平成 年 月 日		
検 査	建設課長	主 幹	給排水設備 係 長	主 査	審 査 員	工事完成月日 平成 年 月 日		
						工事検査月日 平成 年 月 日		
						平成 年 月 日 平成 年 月 日		

申請書 住所  
(所有者)

氏名

承認書

平成 年 月 日付申請書の水槽方式による給水申込について、関係法令並びに室蘭市水道事業条例その他諸規定及び次に掲げる事項を遵守すねことを条件として承認します。

これに異議なければ、この承認書の許可条件のとおり請ける旨の請書を提出すること。

平成 年 月 日

室蘭市公営企業管理者

記

1 水の供給

- (1) 室蘭市の水道から供給を受ける水以外のいかなる水も混入してはならない。
- (2) 給水量は原則として制限しない。ただし、市の給水事情により必要があるときは、制限することがある。

2 使用水量、料金及び管理責任

- (1) 使用水量は、水槽施設の直前における水道メーターより計量する。ただし、水槽以下の各戸検針を受けるものについては、水槽以降に設置されたメーターにより計量する。なお、水槽以下の各戸検針等の申請については、給水装置の特例についての取扱い要領による。
- (2) 水槽施設の所有者又は管理責任者は、水道料金納入等について責任を負うものとする。
- (3) 水槽施設の所有者又は管理責任者は、水槽施設の維持管理、水質の保全及びその他一切の責任を負うものとする。なお、水槽の清掃及び水質検査を関係法令に従い必ず実施すること。

### 3 第三者の異議に対する責任

水槽施設の所有者又は管理責任者は、水槽施設の設置及び維持管理並びに使用等について、利害関係人その他の者からの異議に対して、一切の責任を負うものとする。

### 4 水槽施設の構造等

水道施設の構造及び材質並びに施工に関しては、関係法令並びに室蘭市給水装置工事設計施工指針に準ずるほか水槽施設設置基準によるものとする。

### 5 届 出

水槽施設の所有者又は管理責任者は、次の各号に該当するときは、速やかに届け出なければならない。

- (1) 水槽施設の所有者及び管理責任者並びに委託管理指定事業者に変更があったとき。
- (2) 給水計画及び水槽施設計画に変更があったとき。
- (3) 消防訓練、工事用その他承認の条件と異なる用途に使用するとき。
- (4) 水槽施設の使用を中止又は廃止するとき。

### 6 禁 止 事 項

- (1) 水槽施設の所有者又は管理責任者は、水を直接に使用するもの（以下「使用者」という。）以外のものに供給してはならない。
- (2) 水槽施設の所有者又は管理責任者は、使用者に対し、使用水量及び水道料金について疑義を生じせしめるようなことがあってはならない。
- (3) 水槽施設の工事終了後水質試験を行い、飲料適の判定があるまで飲料に供してはならない。

### 7 違反などに対する措置

この承認書に違反した場合又は改善指導に従わなかった場合は、室蘭市水道事業条例の規定により停水、撤去その他の措置を行うものとする。

(様式第 3 号)

平成 年 月 日

室蘭市公営企業管理者 様

申 請 者 住 所  
(所有者)

氏 名 ④

請 書

水槽施設の設置場所 建 築 物 の 名 称	室蘭市 町 丁目 番 号
水槽台帳 第 号	

上記建築物にかかわる水槽施設を設置するに当たっては、関係法令及び室蘭市水道事業条例その他諸規程を遵守し、さらに室蘭市水道部の承認書のとおりお請いたします。

## 5 - 2 . 水槽施設設置基準

この基準は、水槽設置に関する取扱い要綱に基づき、水槽施設を設置する場合の設計施工及び維持管理に関する必要な基準を定める。

(対象建築物)

第 1 条 水槽施設に関する取扱い要綱第 3 条により水槽方式にしなければならない建築物は次に掲げる建築物とする。

(申請及び協議)

第 2 条 水槽を設置する者は、事前に水道部と協議したのち、水槽方式による給水申込書（様式第 1 号）を作成し申請しなければならない。

なお、申請に必要な書類及び図面は次に掲げるものとする。

- (1) 給水量の計算書
- (2) 水理計算書
- (3) 水槽に関する図面及び容量計算書
- (4) 付近見取図及び縮尺 1/500 の位置図
- (5) 平面図
  - ① 各階ごとの配管平面図及び各戸メーター設置箇所の詳細図
  - ② 必要に応じて局部詳細図
- (6) 配管系統図
- (7) 水槽の承認図
- (8) 揚水ポンプの承認図

(設計及び施工)

第 3 条 水槽施設の設計及び施工は、前条に定める協議に基づき、室蘭市水道事業条例、同施工規程、室蘭市給水装置工事設計施工指針に定める給水装置の基準に準じて、行うこと。ただし、給水装置の特例の適用を受ける水槽施設は給水装置と同様の扱いとなるので注意して設計施工すること。また、管径の決定にあたっては、次に掲げるところによる。

- (1) 給水管の管径は、配水管又は、分岐しようとする給水管の最小水圧時においても、設計水量を十分供給できる大きさにすること。

(2) 管径の決定に用いる配水管設計水圧は、減圧調整区域、現地調査等十分に行い定めること。

- ① 配水管の設計水圧は、0.4Mpa とする。ただし、現状水圧が、0.4Mpa 未満の区域については、その区域の現状水圧とする。なお、事前調査を必ず行うこと。

(水槽の位置・構造)

第 4 条 水槽は、建築基準法施行令第 129 条の 2 により設計及び施工するほか、次に掲げるところによる。  
(「建設省告示第 1597 号、改正建設省告示第 1674 号」 [資料] 参照)

#### 1. 構造

- (1) 水槽は外気温の影響により、水質、水温に変化を生じないよう処置を講じ、凍結防止策も併せて施すこと。
- (2) 水槽は原則として 2 層式とし、連通管等を設け、水槽内の清掃又は、修理時において、給水に支障をきたさない構造とすること。
- (3) 水槽は、水槽内で水が滞流し、死水となる箇所が生じない構造とすること。
- (4) 水槽から送水した水は、逆流しない装置を施し、水槽の容量に応じて高水位面と水槽の天井との間に、必要な空間を設けること。

(水槽の容量)

第 5 条 水槽の容量は、水槽内の水質の安全及び安定した給水をするため、配水管への影響及び断水等を考慮し、次に掲げるところによる。

#### (1) 受水槽

受水槽の容量は、1 日最大使用水量の 10 分の 4~10 分の 6 を標準とすること。

#### (2) 高置水槽 (中間水槽を含む)

高置水槽の容量は、1 日最大使用水量の 10 分の 1 以上とし、受水槽容量が 5 m<sup>3</sup>未満については、受水槽容量の 2 分の 1 程度を基準とすること。

#### (3) 副受水槽

副受水槽の容量は、オーバーフロー・水撃作用等による事故を防ぐため、ボールタップ等の吐水量及び閉止時間を考慮して定めるものとし、容量については規制しない。なお、汚染防止のために間接給水する受水槽も同様とする。

#### (4) 消火用水槽との兼用

水質管理上、別途に水槽を設置すること。

(水槽への給水)

第 6 条 水槽への標準補給水量は、ほぼ次の算定によるものとする。

$$\text{補給水量} \leq \frac{\text{1 日平均使用水量}}{\text{1 日平均使用時間}} < \text{ポンプ吐出量}$$

## 2. 給水器具

水槽への給水用具の設置等については、次に掲げるところによる。

- (1) ボールタップ等の給水器具は、水撃作用を生じない構造のものとし、口径 25 mm 以上のものにあたっては、定水位弁を使用すること。また、点検及び修理に便利のようにマンホール（直径 60 cm）の近くで作業のし易い場所に設置すること。
- (2) 電磁弁を設置する場合は、維持管理等を考慮し、電磁弁専用のスイッチを設けるものとし、その専用のスイッチは自動と手動を設け、手動のときは、電極棒に関係なく電磁弁が開閉できる構造のものであること。
- (3) 電極棒の設置に当たっては、電磁弁、ポンプ、警報及び断水事の水量等を十分検討し、水位関係を確認調整のうえ設置すること。

## 3. 吐水口空間

- (1) 水槽へ供給する場合は、落とし込み方式とし、吐水口とオーバーフロー水面は吐水口の口径に応じ、(表-1)に定める空間を確保すること。

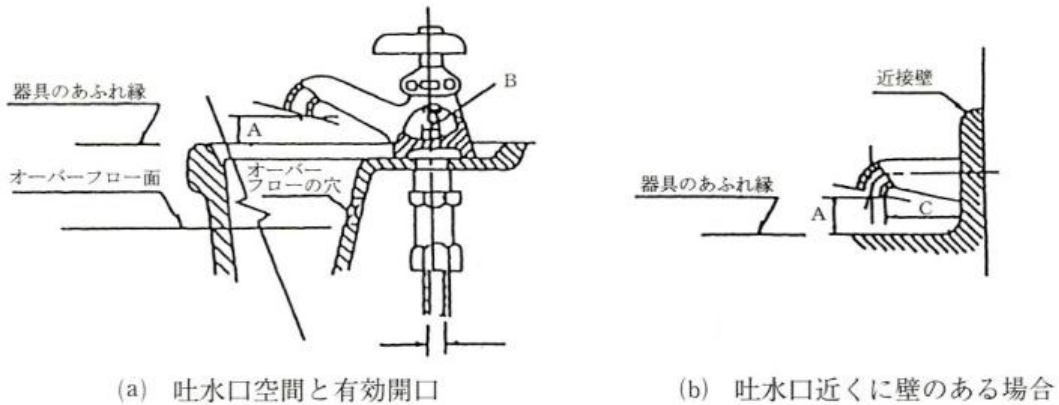
表-1 呼び径別吐水口空間 (単位 : mm)

呼び径	オーバーフローから給水栓吐水口までの高さ	側壁と給水栓吐水口中心との距離
13	25 以上	25 以上
20	40 以上	40 以上
25~50	50 以上	50 以上
75 以上	管の呼び径以上	管の呼び径以上

※ 洗剤、薬品を使う水槽及び容器やプール等水面が特に波立ち易いものについては、満水面と水道水の落ち口の間隔 (A) は 200 mm 以上としなければならない。



(2) 一般に使用される器具の最小吐水口空間 (表-2)



(空気調和・衛生工学会規格：給排水設備基準、H A S S 206-1982 昭 57、p.53、表 1.8)

最小吐水口空間 (Aの寸法)

近接壁の影響がない場合	近接壁の影響がある場合						
	近接壁 1 面 の 場 合			近接壁 2 面 の 場 合			
1.7 d + 5	壁からの離れC			壁からの離れC			
	3 d 以下	3 d を超え 5 d 以下	5 d を超え るもの	4 d 以下	4 d を超え 6 d 以下	6 d を超え 7 d 以下	7 d を超え るもの
	3.0 d	2.0 d + 5	1.7 d + 5	3.5 d	3.0 d	2.0 d + 5	1.7 d + 5

(注1) d : 吐水口の内径 [mm]、d' : 有効開口の内径 [mm]

(注2) 吐水口断面が長方形の場合は長辺を d とする。

(注3) あふれ縁より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなし、近接壁 1 面、2 面の場合の数値による。

(注4) 吐水口端面があふれ面に対し平行でない場合は、吐水口端の最下端と衛生器具・水受け容器のあふれ縁との空間を吐水口空間とする。

※なお、有効開口とは給水を吐水する点における最小断面積をいい、その断面積の直径で表される。

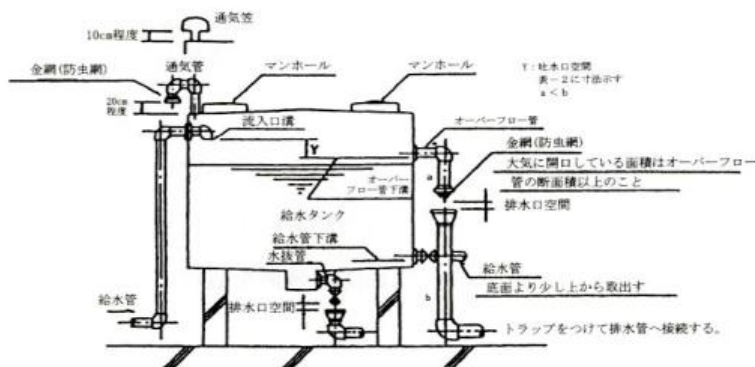
(a) 図でいうならば通常は一般の給水栓では、弁座 B が最小断面積である。

(3) 波立ちによるオーバーフローを防ぐため、オーバーフロー水面と有効水面には、水位差 (標準水位差 5 cm) を設けること。

#### 4. オーバーフロー管

水槽にはオーバーフロー管を設けなければならないが、その口径は、図-2の表を基に決定すること。

(図-2)



参考：オーバーフロー管の管径

水槽への最大流入量 (ℓ/min)	オーバーフロー管の管 (mm)
0～ 49	40
50～ 208	50
209～ 378	65
379～ 624	80
625～1343	100
1344～2422	125
2423～3936	150
3937 以上	200

(財) 日本建築センター：給排水設備技術基準・同解説 1993年版、昭58年、P41、図41、水槽に設置するオーバーフロー管及び通気のための装置一例

#### 5. 排水口空間と防虫網

オーバーフロー管と排水管との間には、一定の空間をとり、その下部をホッパーで受けて間接排水とし、トラップを取り付けた後、排水桝か排水管に導かなければいけない。オーバーフロー管の末端と、その下部のホッパーとの間の空間を排水口空間といいその距離を(表-3)に示すが、一般的にはオーバーフロー管の管径の2倍以上、ただし最小を150mmとする。オーバーフロー管の末端には必ず防虫網を取り付ける。防虫網の粗さは12メッシュ(約2mm目)くらいとする。ただし、大気に開口している有効面積はオーバーフロー管の断面積以上とする。

表-3 排水口空間

間接排水管の管径[mm]	排水口空間 [mm]
25 以下	最小 50
30 ～ 50	最小 100
65 以上	最小 150

(注) 各種の飲料用水槽などの間接排水管の排水口空間は、上表にかかわらず最小150mmとする。

※空気調和・衛生工学会規格：給排水設備基準 H A S S 206-1982

(揚水ポンプ)

第 7 条 揚水ポンプの設置に当たっては、次に掲げるところによる。

- (1) 揚水ポンプは、故障等に備えて、必ず予備ポンプをすえつけること。
- (2) 揚水ポンプの設置に際しては、ポンプの振動による影響を考慮し、防振ゴム台、可とう継手等を使用すること。また、照明設備、排水溝等を設けること。
- (3) ポンプの吸込口は、水槽の給水位置と対角対辺的に設け、水槽内の水の循環を図ること。
- (4) 揚水ポンプは、水槽に設ける電極棒等による自動制御によって運転を行うものとし、水槽が渇水状態になったときは、自動停止ができるように空転防止装置をもうけること。

(危険防止)

第 8 条 水槽、ポンプ等の安全管理を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 警 報 装 置

水槽の水位の変調を警報するものであり、次に掲げる事項に留意して施行すること。

- ① 異常水位によるオーバーフロー及び異常低水位の警報をすることができるものであること。通常は、警報装置のスイッチ「切」としてはならない。
- ② 警報は、管理室等管理人が常駐する場所に警報ブザー及び警報ランプを設け、確実に察知することができるものであること。
- ③ 集合住宅等で、専用の管理人室がないときは、階段、廊下又はポンプ室外部で使用者が発見し易い位置に、屋内からでも感知することができる大型の警報ブザー及び点滅警報ランプを設置すること。

(2) 汚 染 防 止

オーバーフロー管及び水抜管は、逆流しないよう、次に掲げる事項に留意して設けるものとする。

- ① オーバーフロー管は、地上又は床以上上の高さで間接排水とし、外部から早期に発見できるよう設けること。
- ② 水抜管は、間接排水とし、排水柵及び排水管に直接接続しないこと。
- ③ 通気管及びオーバーフロー管には、管端開口部に金網等を取り付けること。

(3) 排 水 設 備

水槽を、やむを得ず地下室に設けるときは、ボールタップ等の給水器具の故障に備えて、給水管事故の水量を排水できる排水設備を設け、排水ピット等の異常高水位の警報装置も設ける等、十分な配慮をしておくものとする。

(4) 波 立 ち 防 止

水槽内の水面の波立ちによるボールタップの故障及び水撃作用を防ぐため、次に掲げる事項等の適切な処理を施すものとする。

- ① ボールが波の影響を受けないように、波よけ板、防波管等を設けること。
- ② 大口径の定水位弁にあっては、パイロット部のボールタップと主管吐水口とをできるだけ離して設置すること。

③ 電極棒には、必ず防波管を設けること。

(5) 水槽内の配管

水槽等の内部に飲料の配管設備(給水系統を同じくする配管設備を含む。)以外の配管をし、又は構造物を貫通し、若しくは構築してはならない。

(配管設備)

第 9 条 水槽設備の配管設備等の設計及び施工は次に掲げるところによる。

(1) 設 計

設計に当たっては、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号第 129 条の 2 第 2 項第 6 号及び第 3 項第 5 号の規定)の基準によるもののほか、室蘭市水道事業条例、同施行規定及び室蘭市給水装置工事設計施工指針に定める給水装置の基準に準じて、設計するものとする。

(2) 構造・資材及び使用材料器具

構造・資材及び使用材料器具は、水道法並びに室蘭市給水装置工事設計施工指針の定めに基づいて適切に選定し施工すること。

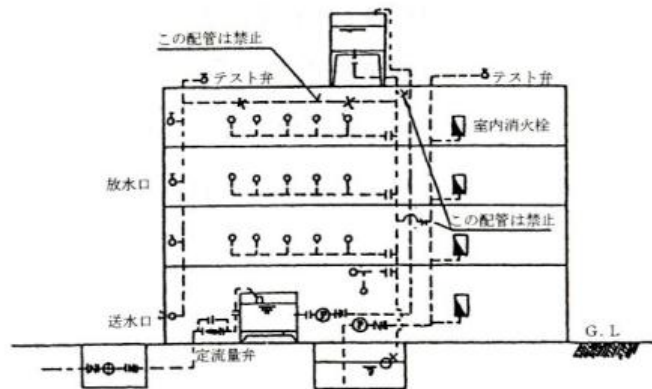
(3) 他の設備との連絡

飲料水に使用する給水管は、井戸水又はその他の水系の設備の管と直接連絡してはならない。

(4) 消火栓系統との関係

消火栓系統の配管と飲料水の給水設備を、相互に連絡してはならない。

(図 - 3)



(5) 保 護 工

① 配管は配管支持、防露被覆、防寒装置及び耐震装置を給水装置に準じて確実に施工すること。

② 屋上及び水槽付近の配管及び揚水ポンプは、特に凍結し易いので防寒装置を十分配慮し、電熱使用等の保温装置を考慮すること。

(6) 仕切弁及び止水栓

仕切弁及び止水栓は、給水装置工事に準じて使用するほか、設置箇所についても給水装置に準じて設置すること。

(気圧タンク式及びポンプ直送式給水方法)

第 10 条 水槽施設の給水方式を、気圧タンク式又はポンプ直送式とする場合、停電又は故障となったとき直ちに給水不能となるので、使用者に設備の確認徹底を図り、自家発電機の設置、気圧タンク等の操作を行う操作責任者及び保安委託者の設置等、維持管理方法について十分配慮するものとする。

(表示)

第 11 条 水槽施設には、維持管理及び応急処置等に必要な事項を明記した表示及び各種器具等の識別表示するものとする。

- (1) 水槽等には、「飲料水」であることを表示すること。
- (2) ポンプ室にあたっては、ポンプ・ボールタップ・電磁弁・定水位弁・警報装置等の操作方法、応急処置、管理責任者及び保安委託者等の連絡場所、その他必要な事項を明示すること。
- (3) 配管等にあたっては、パイプシャフトの点検口付近、並びに止水栓、仕切弁及び機械設備に接続した配管等の直前、直後等に識別表示すること。

(水槽施設の維持管理)

第 12 条 水槽施設の所有者又は使用者は、当該装置が、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道（水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 10 m<sup>3</sup>を超えるもの。）に該当するときには、同法第 34 条の 2 の定めにより、また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「ビル管理法」という。）に該当するもの（同法施行令（昭和 45 年政令第 304 号）第 1 条に定める建築物）は、同法第 4 条 1 項の定めによる。また、これらの法律の基準外のもの、簡易専用水道の規定を準用し、自らの責任において水質の保全につとめるとともに、設備の維持管理を行うものとする。

(1) 管理責任者

- ① 水槽施設を設置したときは、管理責任者（ビル管理法第 20 号 6 条の適用を受けるものについては、建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者とする。）を選定し、申請者と同時に管理者へ届け出るものとし、管理責任者は水槽施設が水道法第 4 条に定める水質基準に適合する水を供給できる装置となるよう、衛生的な管理を行うとともに、保守維持管理については、給水装置に準じて行い、装置に異常があった場合の修理が出来る工事店をあらかじめさだめておき、事故の発生したときは、速やかに、処理できる体制をつくっておくものとする。
- ② ①で定める保安維持管理を円滑に行うため、本市指定給水装置工事事業者と保安委託契約を締結（委託管理指定事業者）のうえ申請と同時に管理者へ届け出るものとする。なお、官公庁団体及び一定規模以上建築物に当該建築物専任の管理責任者を置いている場合は、委託管理指定事業者の選定を省略させることができる。

(2) 使用上の注意

管理責任者は、水槽施設の使用に当たっては、次に掲げるところにより行う。

- ① 新設又は、長期間使用中中止している水槽施設の使用を開始しようとするときは、所定の手続きを行い、水槽及び関連機器等の整備を完了し、水槽及び配管等の洗浄を十分に行い、水質検査合格後に使用すること。
- ② 水槽施設の完成図及び関係図書を完全に保管し、維持管理に支障をきたすことのないようにすること。
- ③ 水槽等の周囲は、常に、清潔にしておくこと。
- ④ 水槽等に設置された給水器具のパッキン等の予備を常に1組以上保有しておくこと。
- ⑤ 水道部から断水又は、にごり水等について、事前に通報又は連絡をうけたときは、止水栓等を閉止し、手動給水に切り替えて、にごり水が水槽に入らないよう注意するとともに、水槽等の水位を点検することにより、ポンプの空転を防止する等の適切な処置を講ずること。

(3) 点 検

管理責任者は、所有者又は使用者は、水槽施設及び給水装置に点検を、次に掲げるところにより定期的実施するものとする。

- ① 残留塩素の検査は、給水栓の吐出水で、法令に定められた期間ごとに行うこと。給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、100万分の0.1(0.1ppm)以上に保持されるよう管理すること。
- ② 水質の検査は、法令に定められた期間ごとに行うこと。
- ③ 水槽等の点検は、一箇月に1回以上、定期的に行うものとし、その点検項目は、次に掲げるものとする。
  - ア 水槽周辺の清掃
  - イ 水槽への異物侵入の有無
  - ウ 水槽の漏水の有無
  - エ ボールタップの作動状況(必要に応じて、定期的パッキンを取り替えること。)
  - オ 満減水警報装置、フロートスイッチ及び電磁弁等の作動点検
  - カ 越流管、水抜管及び通気管の状態(防虫網等は定期的に取り替えること。)
- ④ 水槽施設の点検は、1箇月1回以上、定期的に行うものとし、その点検項目は、次に掲げるものとする。
  - ア 水槽施設の漏水箇所の有無(漏水検査、使用者の協力を得て、一定時間の使用停止等により行うこと。)
  - イ 配管の支持金具の状態
  - ウ 止水栓、メーターの取付部の状態
  - エ 空気弁、定流量弁の作動状態
  - オ 配管、メーター等の防露被覆、防寒装置の状態(損傷等を発見したときは直ちに補修を行うと。)

カ 水槽設置場所の排水設備の状態

キ 表示板等の状態

(4) 清 掃

管理責任者、所有者又は使用者は、水槽等の清掃を1年以内ごとに1回以上定期的に行うものとし、実施者（有資格者とする。）及び実施後の措置等については、次に掲げるところによるものとする。

- ① 水槽内の沈積物質、遊離物質、壁面等の付着物質を除去すること。
- ② 水槽内の清掃完了後は、必要に応じて防食塗装を施すこと。（塗装は、衛生的に安全で、水質に悪影響を与えないものを使用すること。）
- ③ 水槽内に漏水箇所等構造体に欠陥を発見したときは、直ちに、補修すること。
- ④ 水槽等を清掃する業者は、健康状態に注意するとともに、作業服、作業靴、使用器具等は、消毒等を行ったものを使用し、衛生的に作業を行うこと。
- ⑤ 清掃完了後は、水槽内の消毒を行い、その後、水質検査を行うこと。
- ⑥ 清掃によって生じる汚泥及び汚水の処理は適切に行うこと。
- ⑦ 水槽が設置してある装置にあって、水槽以下の各戸検針の適用を受けている施設については、清掃着手前に本市の所管の係に届け出て、当該清掃に要する水量を算定（認定）し、これにかかる水道料金を支払うこと。

(附則)

この基準は平成10年8月1日から施行する。